

税理士試験 教科書 法人税法 Ⅲ 応用編 【2024年度版】(2023年12月13日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2024. 2. 5

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
5-4 (100)	一番下	補足追加	(注) <u>±4%以下とは、△4%から+4%までのことをいい、±4%超とは、それ以外(例、△5%や+5%が該当)をいいます。</u>	2024. 2. 5
5-8 (104)	特別研究税額 控除限度額②	説明追加	<u>控除率25%とされるものには、特別試験研究費の額のうち特定新事業 開拓事業者、成果活用促進事業者との共同研究又は特定新事業開拓事 業者、成果活用促進事業者への委託研究に係る一定の試験研究費の額 があります。特定新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特 定事業活動(自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が 見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指 した事業活動をいいます。)を行い、又は行おうとする会社で一定の 要件を満たすものをいいます。</u>	2024. 2. 5
5-8 (104)	特別研究税額 控除限度額③	説明追加	<u>控除率20%とされるものには、「新規高度研究業務従事者」に対する 人件費があります。</u>	2024. 2. 5
5-9 (105)	上から7行目	16,240,000円である。	20,880,000円である。	2024. 1. 26
9-40 (216)	設例7-1	<u>(すべての)機械装置(6か所)</u>	構築物	2024. 1. 26
9-41 (217)	設例7-1	<u>(すべての)機械装置(4か所)</u>	構築物	2024. 1. 26
9-68 (244)	Try it	<u>(すべての)機械装置2(6か所)</u>	構築物	2024. 1. 26
9-68 (244)	上から14行目	～(法定耐用年数10年)～	～(法定耐用年数5年)～	2024. 1. 26
9-69 (245)	Try it	<u>(すべての)機械装置2(2か所)</u>	構築物	2024. 1. 26
9-70 (246)	Try it	機械装置2	構築物	2024. 1. 26
9-71 (247)	Try it	<u>(すべての)機械装置2(2か所)</u>	構築物	2024. 1. 26

9-72 (248)	Try it	<p>(3) <u>機械装置 2</u></p> <p>① 償却限度額 $(60,000,000 - 1,000,000 - 23,600,000) \times 0.200 = 7,080,000$円 $\geq *36,000,000 \times 0.06552 = 2,358,720$円</p> <p>* $60,000,000 - 23,600,000 \times \frac{60,000,000}{60,000,000 - 1,000,000}$ $= 36,000,000$円 $\therefore 7,080,000$円</p> <p>② 償却超過額 $(6,000,000 + 6,400,000) - 7,080,000 = 5,320,000$円</p>	<p>(3) <u>構築物</u></p> <p>① 償却限度額 $36,000,000 * \times 0.200 = 7,200,000$円</p> <p>* $60,000,000 - 23,600,000 \times \frac{60,000,000}{60,000,000 - 1,000,000}$ $= 36,000,000$円</p> <p>② 償却超過額 $(6,000,000 + 6,400,000) - 7,200,000 = 5,200,000$円</p>	2024. 1. 26
9-72 (248)	調整欄	<u>機械装置 2</u> 5,320,000 5,320,000	<u>構築物</u> 5,200,000 5,200,000	2024. 1. 26

(注) 特別試験研究費については、試験対策上は、訂正表の内容を考慮しないで十分かと思われませんが、ご要望にお応えし、訂正表の内容に盛り込んでおります。

ISBN978-4-7810-3799-8

C1034 ￥3500E